

事業主のみなさまへ

## 障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。この法定雇用率の引上げと、障害者雇用の支援策の強化についてお知らせいたします。

### Point

①

**障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。(令和6年4月以降)**

	令和5年度		令和6年4月		令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3%	⇒	<u>2.5%</u>	⇒	<u>2.7%</u>
対象事業主の範囲	43.5人以上		<u>40.0人以上</u>		<u>37.5人以上</u>

▶障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）

### Point

②

**除外率が引き下げられます。(令和7年4月以降)**

除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられ、令和7年4月1日から以下のように変わります。(現在除外率が10%以下の業種については除外率制度の対象外となります。)

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	<u>5%</u>
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業（信書便事業を含む）	<u>10%</u>
・港湾運送業 ・警備業	<u>15%</u>
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	<u>20%</u>
・林業（狩猟業を除く）	<u>25%</u>
・金属鉱業 ・児童福祉事業	<u>30%</u>
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	<u>35%</u>
・石炭・亜炭鉱業	<u>40%</u>
・道路旅客運送業 ・小学校	<u>45%</u>
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	<u>50%</u>
・船員等による船舶運航等の事業	<u>70%</u>



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL050301雇障01

## Point

③

**障害者雇用における障害者の算定方法が変更となります。****▶精神障害者の算定特例の延長（令和5年4月以降）。**

週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、1カウントとして算定できるようになります。

**▶一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定（令和6年4月以降）。**

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになります。

## Point

④

**障害者雇用のための事業主支援を強化（助成金の新設・拡充）します。****（令和6年4月以降）**

※詳細が決まり次第、別途ご案内予定

**▶雇入れやその雇用継続に関する相談支援、加齢に伴う課題に対応する助成金を新設します。**

- ◆ 障害者雇用に関する相談援助を行う事業者から、原則無料で、雇入れやその雇用継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する相談援助を受けることができるようになります。
- ◆ 加齢により職場への適応が難しくなった方に、職務転換のための能力開発、業務の遂行に必要な者の配置や、設備・施設の設置等を行った場合に、助成が受けられるようになります。

**▶既存の障害者雇用関係の助成金を拡充します。**

障害者介助等助成金（障害者の雇用管理のための専門職や能力開発担当者の配置、介助者等の能力開発への経費助成の追加）や職場適応援助者助成金（助成単価や支給上限額、利用回数の改善等）の拡充、職場実習・見学の受入れ助成の新設など、事業主の皆様の障害者雇用の支援を強化します。

## Q &amp; A

**Q1. 障害者雇用納付金の取扱いはどうなるのでしょうか？**

- A1.** ①令和6年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和7年4月1日から同年5月15日までの間）  
新しい法定雇用率（2.5%）で算定していただくこととなります。
- ②令和8年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和9年4月1日から同年5月17日までの間）  
令和8年6月以前については2.5%、  
令和8年7月以降については2.7%で算定していただくこととなります。

**Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？**

- A2.** 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

▶「障害者雇用のご案内」：<https://www.mhlw.go.jp/content/000767582.pdf>

**Q3. 法定雇用率及び除外率制度について、国や地方公共団体等の取扱いはどう変わりますか？**

- A3.** 国や地方公共団体等の法定雇用率については、令和5年度は2.6%、令和6年4月1日から2.8%、令和8年7月1日から3.0%と民間企業と同様に段階的に引き上げとなります。除外率制度についても、同様に10ポイント引き下げられます。

なお、都道府県等の教育委員会の法定雇用率については、令和5年度は2.5%、令和6年4月1日から2.7%、令和8年7月1日から2.9%となります。

# エイジフレンドリー補助金

令和6年度エイジフレンドリー補助金の申請受付を開始しました。  
高齢労働者の労働災害防止対策、労働者の転倒や腰痛を防止するための専門家による運動指導等、労働者の健康保持増進のために、エイジフレンドリー補助金を是非ご活用ください。

## 申請期間

令和6年5月7日～令和6年10月31日

### 高齢労働者の労働災害防止コース

高齢労働者が安全に働けるよう、高齢労働者にとって危険な場所や負担の大きい作業を解消する取組等に対して、補助を行います。

### 転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導コース

労働者の身体機能低下による「転倒」や「腰痛」の行動災害を防止するため、身体機能維持改善のための専門家等による運動プログラムに基づいた身体機能のチェック及び専門家等による運動指導等に要する費用を補助対象とします。

### コラボヘルスコース

コラボヘルス（医療保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、労働者の健康づくり等を効果的・効率的に実行すること）等の労働者の健康保持増進のための取組に対して、補助を行います。

厚生労働省ホームページ「エイジフレンドリー補助金について」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_09940.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09940.html)



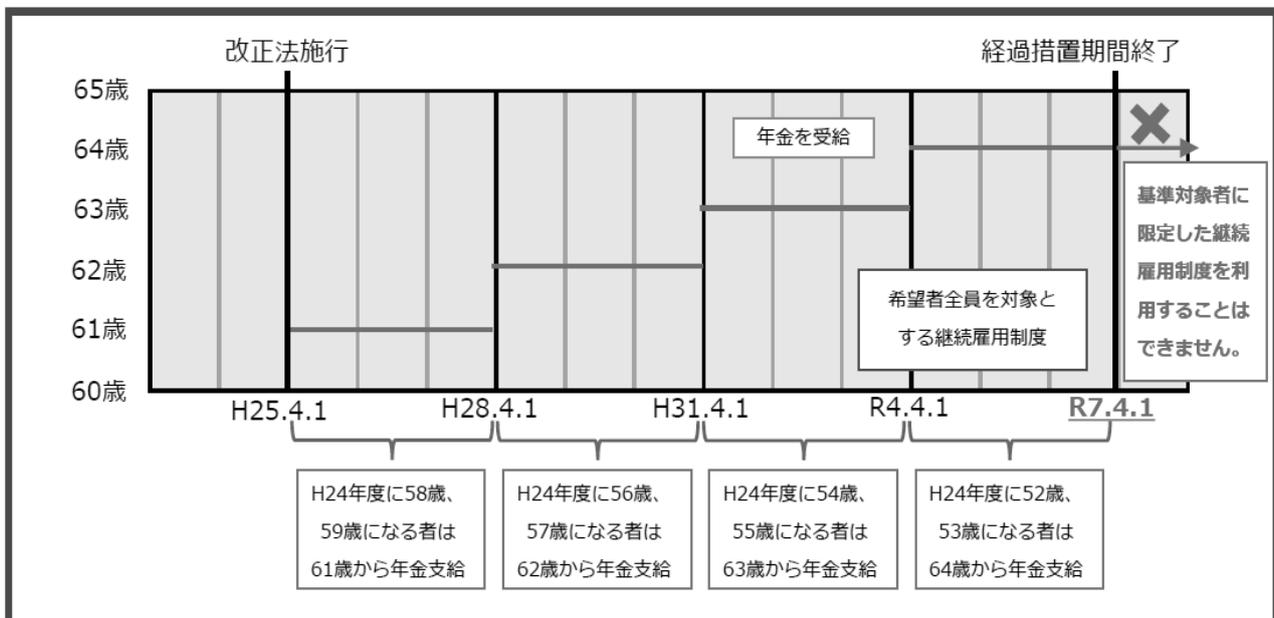
沖縄労働局 健康安全課 Tel 098-868-4402

経過措置に基づく基準対象者に限定した継続雇用制度を利用している事業主の皆さまへ

## 経過措置期間は2025年3月31日までです 4月1日以降は別の措置により、 高齢者雇用確保措置を講じる必要があります

平成24年度までに、労使協定により継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めていた事業主は、現在は経過措置として、老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢以上の年齢の者について継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めることが認められていますが、その経過措置も2025年3月31日をもって終了します。

### ■ 経過措置の流れ



**!** 2025(令和7)年4月1日以降は、高齢者雇用確保措置<sup>※</sup>として以下のいずれかの措置を講じる必要があります。

- 定年制の廃止
- 65歳までの定年の引き上げ
- 希望者全員の65歳までの継続雇用制度の導入

※ 高齢者雇用安定法第9条第1項に基づき、定年を65歳未満に定めている事業主は、雇用する高齢者の65歳までの安定した雇用を確保するための措置を講じなければなりません。

◆ ご不明点がございましたら、最寄りのハローワークにお問い合わせください。



あなたに寄り添う

昨年度の  
就職率は

83%

# 個別就活 プログラム始動。

何がしたいか  
何が向いているのか  
わからないキミのための

## ジョブトレ。

まずは、就活相談会へ！



098-866-3611

←詳しくはこちら

登録企業も同時募集中

**対象** 沖縄県在住の概ね40歳未満の求職者  
※失業給付受給中の方も参加できます

**募集期間** 2024年4月～10月まで

**参加費** 無料



お申込み  
お問合せ

**沖縄県**

沖縄県委託事業 若年者ジョブトレーニング事務局  
那覇市前島2-21-13 ふそうビルディング11F

☎098-866-3611

受付/月～金 9:30～17:00  
FAX 098-866-3612  
URL <https://www.jobtore.jp>  
E-mail [oubo@jobtore.jp](mailto:oubo@jobtore.jp)



沖縄 ジョブトレ

検索

ジョブトレ

LINE

公式アカウント



# 不安解消。ひとりじゃない就活。

幅広い  
業界で就職♪

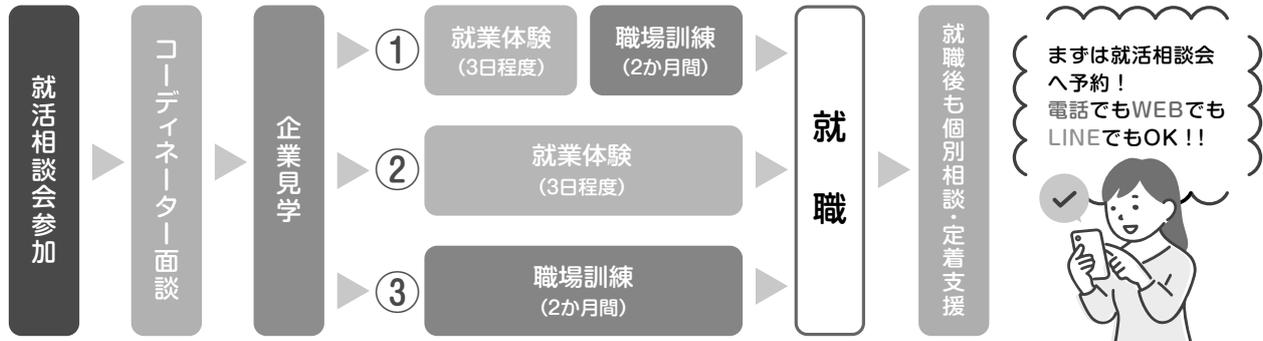
IT業界  
171名\*

観光業界  
52名\*

事務・BPO / 営業 / 建設 / 販売  
介護福祉 / 製造 / その他

※平成26年度から令和5年度の累計

## 個別就活プログラムの流れ



①～③のどのパターンで就職するかはコーディネーターと一緒に考えよう。

## 個別就活プログラムの特色



【個別面談】  
担当コーディネーターが親身にサポート。課題を一緒に考えよう。



【企業見学】  
応募する前に必ず企業見学を実施。「思ってたのとちがう」を減らそう。



【就業体験 (3日程度)】  
先輩社会人の働き方や考え方に触れて、働くイメージを掴もう。



【職場訓練 (2か月)】  
採用いただいた企業で約2か月間の職場訓練！継続雇用を目指そう。



【応募書類作成サポート】  
採用の可能性がアップする、応募書類作りをサポートします。



【選択制研修】  
自分に必要な研修を受講し、就職後に役に立つスキルを身につけよう。

個別就活プログラムの開催月はこちら

6月

7月

9月

10月

11月

## 沖縄県委託事業 若年者ジョブトレーニング事業について

### 事業概要

1. 沖縄県在住の概ね40歳未満の求職者を対象に就職を支援します（在職中の方、定時制・通信制過程以外の学生を除く）。
2. 担当コーディネーターと面談を重ねて適職を検討します。また、応募書類作成のサポート支援も行います。
3. それぞれの状況に合った選択制研修を実施し、就職に必要なスキルを身に付けることができます。
4. 就職前に企業見学を実施し、雇用のミスマッチを防ぎます。
5. 就業体験（3日程度）や職場訓練（原則2カ月）で適性や課題を見極めて、長期雇用を目指します。
6. 就職後も個別相談や定着支援を実施し、早期離職を防ぎます。

お問合せ

沖縄県委託事業 若年者ジョブトレーニング事務局  
〒900-0016 那覇市前島 2-21-13 ふいそうビルディング 11F



☎ 098-866-3611

受付 / 月～金 9:30～17:00  
FAX 098-866-3612 URL <https://www.jobtore.jp>  
E-mail [oubo@jobtore.jp](mailto:oubo@jobtore.jp)